

商品・材料等を注文する事業(荷)主の皆さまへ



「物流情報局」OPEN

令和7年4月から改正物流法がスタートし、トラック運転者の荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策の取組が必要となります。

こうした状況を踏まえ、
「自動車運転者の長時間労働改善
に向けたポータルサイト」内に
「物流情報局」を開設しました。



荷主の方



事業者の方



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

荷物が運べなくなる物流危機を打開しましょう!!



このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

トラック運転者の高齢化慢性的な人手不足

時間外労働の上限規制適用(2024年4月)



長時間の荷待ちの削減等
について何も対策をしなければ、
2030年には34%の輸送力が
不足するかもしれません。

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします


改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた
「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について



 厚生労働省

佐賀労働局労働基準部監督課

0952-32-7169

 国土交通省

九州運輸局佐賀運輸支局

0952-30-7271